

「ふくい桜マラソン 2026」メディア広報業務 企画提案募集要領

この要領は、『「ふくい桜マラソン 2026」メディア広報業務』を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

「ふくい桜マラソン 2026」メディア広報業務

2 業務の目的

「ふくい桜マラソン 2026」のランナー募集および交通規制を幅広く県民等に周知・広報することを目的とする。

3 業務の内容

(1) 業務の内容

別添『「ふくい桜マラソン 2026」メディア広報業務仕様書』のとおり

(2) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

(3) 契約上限額

1 0, 3 9 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 参加要件

この企画提案に応募できる者は、次の資格要件の全てを満たすこととする。共同企業体を構成して参加する場合も、全ての構成員が当該資格要件を満たすこととする（ただし、(6) の項目はいずれかの構成員が満たせばよい）。なお、いずれの構成員も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

(1) 福井県財務規則（昭和 3 9 年福井県規則第 1 1 号）第 1 4 6 条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 各号に該当しないこと

(3) 企画提案書の提出日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと

(4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと

- (5) 福井県内に、本社、支社、営業所または事務所があること
 (6) 過去に類似、同程度の規模の業務を実施した経験がある者であること
 (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 受審資格の認定等

(1) 申請方法

参加を希望する事業者は、次に掲げる書類を持参または電子メールにより、11の担当窓口へ提出し、資格審査を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者または参加資格がないと認められた者は、企画提案書を提出することができない。

提出書類	単独事業者の場合	共同企業体の場合
ア 受審資格認定申請書（様式第1号）	○	○
イ 会社概要書（様式第2号）	○	○※1
ウ 福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは競争入札参加資格審査申請書の写し（受付印を押印したもの）	○	○※1
エ 会社案内等のパンフレット	○	○※1
オ 類似業務受注実績に係る契約書の写し	○	○※2
カ 委託業務共同企業体協定書（様式第3号）	—	○
キ 委任状および使用印鑑届（様式第4号）	—	○

※1 共同企業体を構成するすべての構成員が提出すること

※2 共同企業体を構成するいずれかの構成員が提出すればよい

(2) 提出期限

令和7年6月24日（火）17時（必着）

※電子メールで提出する場合、11の担当窓口へ電話で受信確認を行うこと

(3) 受審資格の認定結果の通知等

受審資格の認定結果は、申請を受け付けた日から3日以内（休日を除く）に申請者に書面（電子メール）で通知する。

(4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、通知を受け取った日から5日以内（休日を除く）に説明を求める旨を記載した書面を持参または電子メールにより、11の担当窓口に提出しなければならない。

イ 事務局は説明を求めた者に対して、書面の提出のあった日から7日以内（休日を除く）に書面（電子メール）により回答する。

6 業務に関する質問事項

(1) 業務に関する質問事項については、令和7年6月24日（火）17時までに「質問書」（様式第5号）を、電子メールにより、11の担当窓口に提出すること。

(2) 質問に対する回答は、電子メールにより、受審資格認定者全員に回答する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

受審資格があると認められた事業者は、企画提案書を作成し、持参または電子メールにより、11の担当窓口に提出すること。なお、受審資格の認定を受けた者で期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出期限

令和7年7月7日（月）17時（必着）

(3) 企画提案書の内容

以下のとおり企画提案書（正本1部、副本1部）を提出すること

提案書類		様式	その他
項目	a 企画提案書	A4判任意様式	
	b 業務実施体制	様式第6号	
	c 配置予定者の経歴および実績	様式第7号	1名につき1枚
	d 見積書	A4判任意様式	

※提出後における資料の追加および変更は認めない。

※持参の場合、資料を電子データ（CD・DVD等に格納）でも提出すること

※電子メールで提出する場合、11の担当窓口で電話で受信確認を行うこと

※副本は企業名等は無記名で作成し、提案者が類推できないようにすること

◎企画提案書作成にあたっての留意事項および提案内容

項目	留意事項および提案内容
a 企画提案書 (A4判任意様式)	・仕様書「4業務内容」を確認のうえ、以下の章立てで提案内容を記載すること ① 業務実施方針 ② 広報媒体毎の実施内容

	・絵コンテ・イメージ図等を提示すること ・テレビ・ラジオCMは放送局・放送時間帯の提案も行うこと ③ その他パブリシティ等 ④ 事業スケジュール
b 業務実施体制 (様式第6号)	・本業務を実施するための体制図を記載すること。また、配置予定の各責任者については企業名や実施担当業務等を記載すること ・「c 配置予定者の経歴および実績」の記載事項と整合を図ること
c 配置予定者の経歴および実績 (様式第7号)	・本業務遂行に当たって、配置される予定の各責任者および担当者について、所有資格、職歴、業務経験を記載すること
d 見積書 (A4判任意様式)	・仕様書「4 業務内容」を確認のうえ、本業務に要する経費を内訳を明示して作成すること

8 受託者の選定および結果発表等

(1) 選定方法

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する審査委員会において企画提案書の審査を行い、評価点数の総合得点により、最優秀企画提案者（受託予定事業者）を選定する。なお、評価基準については別添「企画提案書の評価基準」のとおりとする。

※プレゼンテーションは、令和7年7月10日（木）を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。

(2) 選定結果の通知

審査委員会による選定後、速やかに全ての提案者に書面で通知する。なお、審査経過については公表せず、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

(3) 理由の開示

選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、審査結果の通知を受け取った日から7日以内（休日除く）に説明を求める旨を記載した書面を持参または電子メールにより、11の担当窓口に提出しなければならない。

9 契約

(1) 契約の締結

最優秀企画提案者（受託予定事業者）と仕様書・企画提案書の内容等について協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、仕様書・企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

(2) 契約書・契約保証金等

ふくい桜マラソン実行委員会財務規程のほか関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

- ア 受託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。
- イ 受託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき。
- ウ 契約締結までに、4に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- エ その他、受託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適當となるような事情が生じたとき。

10 その他

- (1) 企画提案書等提出後は、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した本業務の配置予定責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の責任者等であることとし、事務局の了解を得なければならない。
- (2) 審査を行う際など、企画提案書等を必要な範囲において複製することがある。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 企画提案書等提出書類の作成およびプレゼンテーションに要する経費については、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 成果物に関する権利は、受託者の固有の知識及び技術を除き、全てふくい桜マラソン実行委員会に帰属する。なお、当該団体が廃止された場合は福井県に帰属するものとする。
- (7) 事業実施に係る物品等の調達については、地域活性化の観点を考慮すること。
- (8) その他、不明な点（本業務に関する質問以外）については、11の担当窓口に照会すること。
- (9) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を令和7年7月7日（月）までに持参もしくは電子メールにより、11の担当窓口へ提出すること。

11 担当窓口（書類の提出先および問合せ先）

ふくい桜マラソン実行委員会事務局

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県交流文化部文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課内

電話／0776-20-0539 FAX／0776-20-0664

電子メール／marathon@pref.fukui.lg.jp

12 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 公告・資料配布 | 令和7年6月17日（火）～6月24日（火） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和7年6月24日（火）17時 |
| (3) 受審資格認定申請の期限 | 令和7年6月24日（火）17時 |
| (4) 受審資格認定結果の通知 | 申請を受け付けた日から3日以内（休日を除く） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和7年7月 7日（月）17時 |
| (6) 審査委員会 | 令和7年7月10日（木） |
| (7) 審査結果の通知 | 決定後速やかに通知 |